8　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　平成十八年十二月三十一日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、保安基準第六十五条第三項及び第四項の規定並びに細目告示第二百五十二条の三第三項及び第五項、第二百六十八条の三第二項及び第四項並びに第二百八十四条の三第二項及び第四項の規定にかかわらず、後写鏡は、運転者が運転者席において一般原動機付自転車の左外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

2～5　（略）

（自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部改正）

第六条　自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（機能） **第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二　（略） 三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の技術基準」に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 （構造等） **第六十九条**　検査用スキャンツールは、継続検査用ＯＢＤ（細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 （接続部） **第七十二条**　検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　（略）	（機能） **第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二　（略） 三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 （構造等） **第六十九条**　検査用スキャンツールは、継続検査用ＯＢＤ（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 （接続部） **第七十二条**　検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　（略）

8　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　平成十八年十二月三十一日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、保安基準第六十五条第三項及び第四項の規定並びに細目告示第二百五十二条の三第三項及び第四項、第二百六十八条の三第二項及び第四項並びに第二百八十四条の三第二項及び第四項の規定にかかわらず、後写鏡は、運転者が運転者席において一般原動機付自転車の左外側線上後方五十メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

2～5　（略）